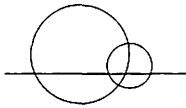


〈研究ノート〉



根津一の対中国観

愛知大学名誉教授 大島隆雄
(東亜同文書院大学記念センター客員研究員)

はじめに

根津一は、1898（明治31）年創立された東亜同文会の会長近衛篤磨に懇請されて、1900（明治33）年5月、東亜同文書院の直接的な前身校、南京同文書院の院長に就任する。その後、同書院が義和団事件の影響を避けて上海に移り、1901（明治34）年5月それが東亜同文書院として再組織されるや、その初代院長に就任する。その後1902年から翌03年にかけて、一時、院長の職を杉浦重剛に譲るが、1903（明治36）年5月に再び院長に復帰し、その後1923（大正12）年3月まで、ほぼ20年間の長きに亘ってその地位にとどまり、同文書院の基礎を築いただけでなく、その前半の発展を指導した。

しかしそればかりではなく、この期間の前半、根津は東亜同文書院の経営団体、東亜同文会の幹事長をも兼務していた。すなわち彼は、1900（明治33）年8月にそれに就任し、1914（大正3）年9月まで14年間もその重責を果たした。

このことを見れば、彼が東亜同文書院と東亜同文会の初期の運営にいかに大きな役割を演じたかが判る。この間、中国を舞台にして義和団事件あり、日露戦争あり、辛亥革命あり、第1次世界大戦中の日独戦争あり、さまざまな大事件が続発した。本稿はそれらに対して、彼がいかに考え対処したか、を整理するためのごく準備的な研究である。これらの諸事件に即した彼の諸見解の底には、

もちろんその儒学を基盤とする東洋哲学が存在した。しかしそれは非常に深淵でまた複雑であるため、別の十分な研究を必要とするので、ここではいちおう除外し、現実問題に対する彼の具体的な見解と行動のみを考察したい。

なお本研究ノートの筆者が、時として、戦前の難しい漢字を常用漢字にしたり、また〔 〕をもって現代語や説明を付加したり、ルビを付したりしていることを、予めお断りしておきたい。

I 先行研究の簡単な回顧

このような根津の中国観に関して、戦後分析した論考として、森時彦と栗田尚弥のものがある。以下その内容を要約し、問題点を指摘しよう。

森は、1979年の論文「東亜同文書院の軌跡と役割—『根津精神』の究明—」¹⁾において、根津思想の根本には、天皇中心の国体論があり、それは神教を体とし、儒仏を用とする三教合一論で構成されていたと分析する。ただし根津は「…実体のない神教を儒仏の概念とタームで具体化」した。そのため根津の儒教哲学が前面にでてくる。そしてこの皇国主義はまた、根津ほど理論化していないが、盟友荒尾精とも分かち合うものであったとされる。ここから根津にとっては、儒教の母国中国はあくまでもそれに相応しい国でなければならず、晩年、山東省曲阜に儒教大学の設立が構想された。



森はまた、軍人出身の根津が「十年に一戦なくんば社会は腐敗す」とのナポレオンの警句を信じていたことを指摘し、日清・日露の戦役においても、「…根津は一貫して主戦論の急先鋒であった」と評している。そして森は、「根津一は、かの二十一ヵ条要求には徹頭徹尾反対した」と認めながらも、「しかし、中国への進出そのものに反対したわけではではない。……要するに二十一ヵ条にみられる侵略の拙劣さに反対したにすぎない。」と断定している。

そして根津が教鞭をとった東亜同文書院は、こうした拙劣さを避け、または克服して中国に経済的に浸透する役割を担ったエキスパート養成機関であったと特徴づけられている。それは時代的には、「『根津精神』をかかげる東亜同文書院は、日本の対中国進出が、漢口楽善堂の英雄譚の時代から、満鉄に象徴される帝国主義の時代へと移行していく過渡期」と位置づけられている。

栗田尚弥は、その著『上海東亜同文書院』の「第二章 根津 一」において、根津の哲学思想を分析し、同時に中国の諸事件についてのその見解に、要領よく触れている²⁾。すなわち、「根津の思想の根本には、儒教なかんづく陽明学があったと思われる」とし、その王陽明思想には、「万人全てがそれぞれに所を得た社会こそ理想であるとする」大同思想が存在し、この大同社会を目指す政治が王道であると、根津は考えていた。

根津は、けっして戦争一般を否定しないが、それは王道論にもとづく義戦でなければならず、その仕方は「仁」に貫かれていなければならないと考えた。栗田はそうした例を幾つか挙げている。一つは、日清戦争の際に、荒尾精とともに上海貿易研究所の卒業生を通訳従軍に派遣するが、根津はその理由を、「…戦争ヲ最モ文明流ニ行ハザルベカラズ。…言語不通ヨリ生ズル一般ノ誤解ヲ避ケ、殊ニ無辜ノ良民ト衝突ヲ避ケザルベカラズ。…」と説明したことである。いま一つは、第一次大戦中の山東における日独戦争時に、根津は「東

洋の大計に照らし」中国を保全するため、占領地から撤兵し、中国人へのさまざまな人道的配慮を提案していることなどである。

そしてとくに栗田が重視するのは、かの「二十一ヵ条要求」に対する根津の批判である。根津は述べる。「元来彼の二十一箇条は日本の不正義に由るものにして、独り支那国民之れを暴戾視するのみならず、支那在留外国人も其の日貨排斥を以て日本の自業自得となす所、^{オモ}惟ふに汝に出たるものは汝に^{オモ}反る。自ら犯すの罪は宜しく之れを自ら償はざるべからず」と。

この根津の批判をもって、栗田は根津の思想を次のように特徴づけている。「今日的視点から、根津精神を<前近代的>なく人類としての普遍性>を持たない思想と断ずることは容易である。しかし<近代>欧米列強が中国（アジア）に帝国主義政策をもって臨み、日本もまたその<近代>というバスに乗りこんだ時、根津は、<前近代的>な王道論の立場から断固これに反対したのであった。」と。

以上、森と栗田の研究成果を瞥見してきたが、両者が根津の思想を、神儒仏の三教合一とみるか、陽明学的儒学と見るかは、なお研究の要する点ではあるが、その根本的哲学にまで踏み込み明らかにしようとしたことは、本稿のなしえないこととして評価できる。しかし事実として生じた政治的事象に対する根津の具体的な見解をめぐっては、森は非常に否定的に捉えている反面、栗田は逆に肯定的に捉えている。森によれば、根津の「二十一ヵ条」批判は、結局、赤裸々な帝国主義に対するよりスマートな帝国主義批判にすぎなくなる。はたしてそれだけであったか。それは当時の具体的な歴史的条件の中でより詳しく検証されねばならない。また栗田の評価によれば、旧式の王道論によってであれ、根津は日本の中国に対する帝国主義的進出を根本的に批判したように述べている。しかしこれもまた、根津の他の側面や他の問題に対する見解を無視し、またその時の歴

史的具体的条件から離れて考察しているといえよう。

II 中国を舞台とした諸事件と根津一

(1) 日清戦争

日清戦争（1894〔明治27〕年～95〔明治28〕年）は、盟友荒尾精に代わって、根津が所長代理を務めた日清貿易研究所（1890年9月～93年6月）の後とはいえ、東亜同文会設立（1898年）や東亜同文書院創立（1901年）以前に勃発した事件である。それにもかかわらずこの戦争は、同文会や同文書院の形成の歴史的条件になり、またその性格を規定しており、したがって根津の思想確立にも大きな影響をもった。

戦争開始にあたって、日本政府が設けた戦争目的とは、かつて1885年に清と締結した天津条約において認め合った「朝鮮の独立」を清側が侵害したということであり、また宣戦布告の直接的原因として、日本が提出した日清協力して朝鮮改革を行なおうとの提案を、清および朝鮮側が拒否したということである。こうして日本政府は、これを正義の戦争として正当化しようとした³⁾。

後の日露戦争の時とは異なり、当時の日本には戦争を熱狂的に支持する世論はあっても、それに反対する声は殆どなく、日露戦争の時に非戦論を唱えたクリスティアン内村鑑三でさえ、この時には英文で『日清戦争の義』を書き、この戦争は「支那を警告」させる「義の為の戦争」であると、内外に向かって主張したほどであった⁴⁾。

こした中で、根津一は、どのような態度をとり、またどのように行動したのか。『山洲根津先生伝』（1930年刊）は、戦争開始にあたって、次のように発言したと伝えている。「支那の横暴甚しと言ふべし、我が国権を蹂躪すること此に至つては最早忍ぶべからず、若かず一戦して之を破り、両国の意思疎通せる暁は、所謂雨降りて地固るの譬にて真の親善を期し得べく、然る後相提携して東洋

の大局を維持せんには、是れ即ち禍を転じて福と為すなり」⁵⁾と。彼は続けて、この戦いは中国を覚醒させ、「永遠の親善」関係形成の条件になると述べている。

また同書の後半には『自叙伝』——といっても根津が口述したものを編集者が記録したものが——において、根津は次のように発言している。「…参謀本部に至り、時局に関する意見を建言せしに、大体当局の意見と一致せり。予の意見の大意は、支那と不幸開戦する場合には、有り丈けの兵力を挙げて大戦し、戦後互に力と心持とを了解し、相携へて東洋の大局を保たんとす。若し小戦なれば、……寧しろ戦はざるに如かず。若し大戦の決心なれば、予は復職して一身を犠牲に供し、全力を挙げて此の事に尽すべしと」⁶⁾。

しかし今日の歴史研究は、当時の外相陸奥宗光の『蹇蹇録』も戦後発刊され、それを分析して、陸奥が、例えば日清共同による朝鮮の改革提案などの形で、いかに開戦の口実を見つけるかに腐心していたかを明らかにしている⁷⁾。当時日本はなお産業革命（1883～1905年）の半ばの経済水準にあって、朝鮮を資本投下場としてはおろか、工業製品の輸出市場としてさえ確保しようとするだけの段階には到達していなかった。しかし明治国家は、経済的には米と貨幣素材としての地金の独占的輸入地として、また清やロシアに対する防衛の軍事拠点として、朝鮮を従属国化しておこうとする政策はもっていた。加えて、日本は日清戦争の結果、台湾・澎湖諸島の領土を獲得し、実質戦費をはるかに上回る賠償金を手にいれたのであるから、この戦争は、けっして民族防衛戦争でも国民戦争でもなく、たとえなお独占資本主義を基礎としたものではなかったにせよ、天皇制絶対主義国家が遂行した帝国主義的侵略戦争であった⁸⁾。

根津は、参謀本部の現役将校として復帰し、まず開戦によって外交官が引き揚げたあとの中国事情を探るために上海に派遣され、数名の諜報員と連絡しつつ、その内情を偵察して帰国した。その



成果を、彼は広島に設営された大本営において、1894年9月17日、明治天皇の前で2時間以上にわたって報告した。そのことについて、根津は報告直後の感極まった感情を、「予は今日の奏上にて一身一門の光栄極まれり。金鷄勲章の如き論ずるに足らず。是より戦場に進んで快く一死以て君国の恩に報ずるあらんのみ」⁹⁾、と語っている。森時彦のいう、天皇主義者根津の面目躍如たるものがある。

その後、根津は、参謀本部の要請に応じて、栗田も触れているように、日清貿易研究所の卒業生や関係者を従軍通訳として動員するために、彼らを広島に召集した。その数は百名を超え、それぞれ分属派遣されたが、そのうち9名は清軍に捕えられて処刑された。このことに深く責任を感じた根津は、「嗚呼予は実にかの九人を殺せり」と慚愧の念に捉えられ、彼らを九烈士として慰霊碑を建てたり、その遺族を自費で書生にとって教育の機会をあたえるなど、一生追悼の意志をもち続けた。¹⁰⁾

その他、根津は自ら、直接遼東半島に上陸した大山巖指揮下の第2軍の員外参謀として従軍し、旅順攻略前に占領した金州において、一時、武官知事として、管内の行政に従事した。その時、中国人に粥を配り、傷病者に施療させたので、「先生〔根津のこと〕平生、仁民愛物の心に厚く、而して道を体し以て事に臨み、軍務、政事、皆な其の徳化を主とす。是れ以て先生が此くの如き際に処して、仁政を施し王道を行はんとするの大抱負を窺ふべし」と書かれている¹¹⁾。日清戦争自体は決して正義に貫かれた戦争ではなかったとはいえ、根津自身はそれを主観的にはあくまでも義戦と捉え、その戦いのなかでは、彼の力の及ぶ範囲で人道的な行為を行なった。

ここで根津と一身体であったと言われている荒尾精の日清戦争観の要点に触れたいが、その前に、日清戦争の結果である下関条約の基本点を箇条書きにしておこう¹²⁾。

1. 朝鮮が完全な独立国であることを確認する。

2. 清国は日本に遼東半島、台湾、澎湖諸島を割譲する。

3. 清国は日本に7年間で賠償金2億両^{テール}を支払う。

4. 清国は欧洲諸国と結んでいた通商条約と同性格のそれを日本と締結する。

またその他、

(1) 新たに沙市・重慶・蘇州・杭州を開港する。

(2) 揚子江の航行権を日本に与える。

(3) 日本国民は清国において各種の製造業に従事できる。

ただし、賠償金の2億両は、当時の日本円にして約3億1,000万円であり、日本の戦費総額2億0,047万5,508円をはるかに超えていた¹³⁾。また領土割譲については、露・仏・独の三国干渉によって、日本は遼東半島を清に還付したが、その代りに清から3,000万両(約5,000万円)を取得した。また(3)は、当時の日本企業には、中国へ積極的に資本投下して、工場建設を行なう力量があったわけではなく、欧米諸国とくにイギリスに配慮し、その利益を特惠条項によって均霑させようとしたものである¹⁴⁾。

荒尾精は、幸い日清戦争に関して、戦争が始まった年には「対清意見」(明治27年10月)を、またそれが休戦を迎え、下関条約が結ばれる直前には「対清弁妄」(明治28年3月)を残している。彼は前者において、戦役の目的を、「一、朝鮮の独立を全うし我と兄弟の国交を保ち、之を提^{カク}げ之を醒まして富強文明の域に進ましむべし。一、清国を未だ亡びざるに救ひ、弊政の本源を浄めて一大革新をなさしめ、之を振ひ之を興して以て我唇を強うし我輔を固め、興亜の大業を成就するの基を築き得べし」¹⁵⁾、等々と述べている。すなわち彼にあっては日清戦争は、朝鮮を清の宗主権から解放して最終的に独立させ、加えて清を覚醒させる「一大義戦」と観念されていた。これは戦争が始まった1894年の10月に印刷発行されて広く配られた。その親中国の見解には各方面から批評や批判

もあって、荒尾は翌95年3月、下関条約の交渉中に後者を執筆した。そこには日本の条約交渉案に対する根本的批判が含まれていた。すなわち領土割譲と巨額賠償金の獲得に対する反対である。領土割譲について彼は言う。「…若し一朝我にして清国の一省を取らん乎。即彼等〔欧州列強〕も各一省を取らざれば飽くまじ。…之を要するに、我国が領土割譲を求むる時は、即列国が禹城〔中国〕分食の素志行ふの暁にして、…」¹⁶⁾と、これは三国干渉とそれによる中国の分割を明確に予測したものである、また根津は領土割譲は中国人の強くて消えない怨みを買うとも指摘している。また、巨額賠償金については、「…我若し巨額償金の要求を主張し、実地損害の外に於ても、猶ほ種々の資金を作らんと欲するが如き事あらば、其仁に依り義に仗りたる公明正大の心事、一朝にして水抱に帰せざるを得ず。」¹⁷⁾と。

荒尾は、当時の圧倒的な反中国熱のためか、この文書を印刷はしたが、広く配布はしなかった。しかし彼は、そこにおいて、確かに中国に対する日本の啓発・指導等は認めていたが、このように領土と巨額賠償金の取得には反対していたのである。これは、中国に対して、植民地化はおろか半植民地化することにも反対していたことを示すものである。その彼も戦争が終わった翌1896年、日本・台湾の実業家による「紳商協会」を設立した後、10月30日、台湾でペストによって38歳の若さで急逝した¹⁸⁾。

この荒尾の対中国観について、靖亜神社祭主村上武は、「日清戦争の講和に当って、日本は清国に領土の割譲を求めた。この時から、日本は西欧覇道に墮したのである。この誤りから反省しないと、我々の反省は本物にはなり得ず、欧米諸国の迷妄を啓くことは出来ず、日本自身も救われないのである。」¹⁹⁾と、歴史的にみて荒尾の卓越した見解と高く評価している。

この日清戦争の結果について、根津がどう考えたのか、荒尾と同意見であったのか、これにつ

いては、残された史料がないので私たちは残念ながら確認できない。しかし両者はつねによく協調して活動していたから、根津が荒尾とまったく異なる見解であったと推測するのはむしろ困難である。

(2) 義和団事件（北清事変）

1900（明治33）年5月、根津一は近衛篤磨に懇請されて、東亜同文会に初めて加入し、同時に同会が経営する南京同文書院の院長に就任する。彼は南京に赴き、9月には两江総督劉坤一と会見し、その建学の精神に賛同を受け、後事を院長代理田鍋安之助に託して一時帰国する²⁰⁾。

この時期は、1898年頃から山東半島から起った義和団の乱が大規模となって、1900年になると河北省にも広がり、天津、北京を占領する勢いを示した。この頃になると、義和団はこれまでの「扶清仇教」のスローガンを「興清滅洋」に書き換え、北京の外国大使館街を包囲したため、清朝守旧派は義和団を利用するに至った。6月10日、天津にまず結集した露・英・仏・独・米・奥・伊・日の8ヵ国連合軍の第1陣2,000人余は、北京救済に向かい、そして大沽要塞を占拠した。それに対して清朝は8ヵ国連合軍に対して年6月21日、宣戦布告した。日本政府は、南阿戦争に手をとられ、大軍を急派できなくなっていたイギリスから、財政的援助と引き換えに、さらなる軍隊の派遣を要請されていた²¹⁾。

7月、中国から帰国した根津は、参謀本部に急遽呼び出され、軍籍復帰を要請されたが、それは断り、「御用掛」という資格で、フロックコートを着たまま勤務し、その間、彼は各方面に献策文書を執筆した²²⁾。幸い、根津がその頃書いた文書、「北清変乱に対する支那処分案」が残されているので、私たちはそれを手掛りに分析してみよう。重点のみを挙げると、彼は次のように書いている²³⁾。

「北清変乱に対する我国行動の得失は支那存亡の由て決する所、東洋興廢の由て分るゝ所なり、



固より一時の利害、一事の得失より打算して輕拳妄動すべきにあらず。宜しく之を国家の前途、東洋の大計に照らして万全の長策を画し、因て以て刻下進取の方針を定むべきなり、今此主旨に基き我邦の取るべき方針を按ずるに、左の三策の外なきを發見せり。

現状保全策 先ず一個師団を北清に急派し、列国に力を協せて匪乱を鎮定し、端郡王以下頑冥官僚の迷夢を醒し、列国と清廷との間に居り相当の賠償と必要なる保安設備とを以て平和の局を結び、其他一切現状を保続し、以て支那の安全を維持するを期す。

聯邦保全策 先ず李鴻章、劉坤一、張之洞等の人物を従約し、其管下の疆土^{キョウツ}を結で南部諸省連邦の形を成し、隱然我国保護の下に置き、漸次中西部を之に加へ、他日時機之を要するに至らば更に之を打して一団と為し、以て我一大保護国たらしむるを期す。

放任保全策 自国の防衛に全力を注ぎ、支那の動乱を自然の帰着に放任し、四海鼎沸^{ダイフフ}、群豪蜂起、優勝劣敗の極、一大偉人出でて海内〔天下〕を統一し、人心を一新して富強の国家を建設するを待つ²⁴⁾。

根津は、いかなる形であれ中国の領土分割には絶対反対しており、上記いずれも形態は異なるとはいえ、保全策を提唱している。そしてその「弁言」〔前文〕のなかで、「…今より之を觀れば所謂聯邦保全策^{モット}も機宜に的中するを信ず。」と述べているが、これは彼がそれまでもっとも信頼をおき、また実際に交際があった劉坤一や張之洞などの洋務派官僚に頼ったものであったからであろう。しかしこれは根津の主観的願望に終わった。實際の歴史的経緯は、基本的に現状保全策の方向で進行した。従って彼のそれについての説明を聞いておこう。

根津の主張はこうである。現状保全策をとる場合には中部以南には、軍隊を派遣すべきではない、北清への派遣の目的は、戦闘ではなく鎮撫である、

義和団の迷信を打破し、団匪官兵を驚愕させ、迷蒙な在廷王大臣を覚醒させ、軍紀を厳肅にして、威信を立て、官吏を礼遇し、良民を憐恤し、匪類といえども順服するものは之を赦し、傷病者はこれを保護し、一般官民をして我軍の威風恩光が各国軍に超越していることを知らしめ、列国に対しては、礼讓誠実を以て相接し、彼らが畏敬の念をもつようにする、そして列国と清との間に立って、隱然その牛耳を執り、時局の主裁者たる地位を占めんこと、等である。

また別の個所では、この時の根津の方針について。「先生〔根津〕の意見は、日本は北京救援の爲め至急一個師団を出発せしむべしといふにありたり、而して此の目的は、支那を攻撃するに非ずして寧ろ支那を救済するにあり、何となれば速かに北京籠城中の各国公使を救出するは、即ち支那の責任を輕かしむる所以なればなりとの結論なりき。」²⁵⁾、とも解説されている。

このように根津は、清朝の頑迷な面は除去するにしても、基本的にはそれを保全するために、連合軍との仲介の主導権をとれるよう、団匪以外の中国民衆と列強軍から信頼をえられるように、戦闘を徹頭徹尾、「仁」の精神に基づき人道的に遂行することを提唱していた。

こうして、8月初旬には日本は第5師団2万余名を派遣し、合計1万9,000余人からなる8カ国連合軍のうち、日本軍約8,000人は先頭をきって、8月14日には北京に入城し、大使館の包圍を解放した。確かに北京入城の頃までは、日本軍の軍紀は保たれていたようであったが、その後それは裏切られ、戸部衙門（財政部）にあった馬蹄銀300万両が日本軍によって略奪され、その一部が司令官によって私されている²⁶⁾。

他面でも、根津の献策は容れられなかった。日本は台湾の対岸福建省に勢力を扶植するため、8月下旬には一時、厦門を占領した。しかしそれは、根津が反対したためというよりも、英・米・独からの抗議と海軍大臣山本権兵衛の反対にあって、

撤兵をよぎなくされている²⁷⁾。

根津の献策が、日本軍の戦略や戦術に一定の作用をもったであろうことは、推測されるが、それは厳密には守られなかった。むしろ日本軍は、太平天国の乱以後、キリスト教会や鉄道の破壊等、多くの非文明的な歪みを内包していたとはいえ、最大の反帝闘争であった義和団の乱を鎮定するうえで、「極東の憲兵」の役割を演じたのである²⁸⁾。

このことについては、当時の日本の世論の動向について、紹介しておくのも無駄ではなかろう。当時、わが国の新聞や雑誌の多くは、義和団が文明の破壊を行なうとして、日本の出兵を人道的なものとして擁護していた。しかし日清戦争の時とは異なり、この頃には少数ながら、この干渉に反対する声も聞かれた。地方新聞ではあつたが『長崎新報』は、事変の原因が、列強が理由なく中国領土を占領したこと、鉄道の敷設に際して中国人の墓や家屋を破壊したこと等にあると指摘している。また女性向けの『女学雑誌』にも青柳猛の『義和団賛論』が掲載された²⁹⁾。しかしより徹底的な批判は、初期社会主義者、堺利彦や幸徳秋水が、^{ヨロスチョフ}『万朝報』に発表した論説や記事であった。とくに幸徳は、ホブソンやレーニンに先立って、1901年に、帝国主義批判の書『廿世紀之怪物 帝国主義』を刊行している。そこにおいて彼は、当時世界的に猖獗し始めた侵略主義的帝国主義を排外主義的な「愛国心」〔愛国主義〕と「軍国主義」の結合から生まれたものと規定し、日本についてもそれは日清戦争以降の中国蔑視政策の強まりの中から発展し、北清事変への日本の干渉もその表われであると述べている³⁰⁾。

(3) 日露戦争

義和団事件後もロシアは満州に居座り、朝鮮の内政に干渉してきた。中国の分割に反対し、その保全を目指す同文会会長近衛篤磨を助けて、根津は、同文会が主として、対中教育・文化機関であったため、それとは別に1900（明治33）年9月、発

起人会を開き、対露的な政治組織、国民同盟会を組織した。これは当時、外交の最高権限をもつ伊藤博文らがロシアとの間に、満韓交換論を構想していたことに強硬に反対するための国民運動組織であった。根津は全国遊説を行なう一方、近衛を助けて、両江総督劉坤一らを動かして、露清密約を廃棄させ、満州からロシアを撤兵させるよう促した³¹⁾。1902（明治35）年1月、日英同盟が成立し、ロシアも満州からの撤兵を一時約したので、同年4月、国民同盟会は、必要な場合はいつでも再建するとの条件のもとに、いちおう解散された。その頃、根津は同文会幹事長職繁忙のため、1902年4月から翌03年5月まで、一時、兼務していた同文書院長の職を杉浦重剛に譲っている。

しかしロシアは、その後も撤兵の約束を履行しなかったため、1903（明治36）年7月には国民同盟会の後身団体である対露同志会が組織され、根津は再びこの団体のなかでも積極的に活動する³²⁾。それは、東京帝国大学教授戸水寛人ら7博士の声明などもあって、国民的な開戦運動となり、1904（明治37）年2月10日の宣戦布告をもたらした。

開戦にあたって、参謀本部次長児玉源太郎は再び根津を呼び、本来ならば予・後備役将校をすべて召集すべきところ、君〔根津〕は同文会にあって一般に時局問題に尽力する必要があるため招集はしない、しかしフロックコートを着てよいから、意見があればいつでも遠慮なく具申せよと通達して、根津との協力関係を築いた³³⁾。

日露戦争は、1904年8～9月の遼陽会戦、翌05年1月の旅順陥落、3月の奉天会戦、5月の対馬沖でのバルチック艦隊撃滅といった経過をたどった。この間、中国は中立を維持した。根津は同文会幹事長として、また同文書院長として、主に次の3つの仕事に従事した。(1) 同文書院の第1期、第2期卒業生の多くを従軍通訳として送りだしたこと。(2) 漢文で『日俄時局報』を発行し、中国の中央・地方の官庁、商務總會、学校に送付し、戦争の進展状態とその意義—日本が中国をロシ



アから守っている—を宣伝したことである³⁴⁾。そして(3)根津は、占領した南満州を視察して、そこで各地の中国人と協力して、学校の普及を図ろうとした。同文会は当時、地点を3段階と特別地に分け、1等地、奉天には大・中・小学校及び専門学校を、2等地、金州、遼陽等6地点には、師範学校と付属高等・初等学校を、3等地、熊岳城、復州等、同等の地点には、高等・初等小学校を、特別地(商業地)旅順、大連、營口等、6地点には普通学堂(日・英語と商業科)を設立させようとの計画をもっていた³⁵⁾。これは、確かに親日的教育の普及を目指していたとはいえ、まだ植民地的な学校ではなかった。それらの「各学業ノ課程時間等ハ清国奏定学堂章程ニ基ツキ…」と決められ、これらが中国側の教育規定に基礎をおくものであることが計画されていた。この場合は、「各学堂ノ総教習〔教頭〕ハ悉ク我東亞同文書院ノ卒業生ヲ聘用スルコトニ内定シ…」とされており、中国富強のためには、中国の了解のもとに教育の普及が必要であるとの、当時の同文会・同文書院の政策によるものであった。

日露戦争は、今日の研究によれば、当時の日本は産業革命(1883~1905年)の最末期にあって独占資本主義はなお確立しておらず、その意味で日本は、完全な内容をもった現代的帝国主義国ではなかった。しかし日清戦争以来の絶対主義的天皇制国家の帝国主義政策を受け継ぎ、それに欧米帝国主義の促迫に規定されて、自ら朝鮮と中国南満州の権益の確保・増大を目指す帝国主義政策を推進するようになっていた³⁶⁾。その意味で、日露戦争は日露双方の側から帝国主義戦争であった。ただそのため日中関係は、日本の側から中国の保全をあくまでも維持しようとする関係にあった。対ロシア戦争と中国保全主義とは、密接に裏腹の相互規定関係にあった。

それに対して根津はどう考えていたのか。彼は、まだ完全には戦争が終結していない段階の1905(明治38)年4月、東亞同文書院第2回卒業式の

式辞において次のように述べている。「…今ノ時ハ果シテ何ノ時ゾ強露横暴我国及チ義ニ仗リテ之ヲ伐チ義声震フ所我武維レ揚リ海ニ陸ニ戦フテ勝タサルナク攻メテ取ラザルナク奉天附近ノ大戦ハ敵ヲシテ一敗復起ツ能ハサルノ勢ニ至ラシメタリ誠ニ是レ国家空前ノ鴻烈〔偉功〕ニシテ千歳一遇大有為ノ秋ナリ…」³⁷⁾と。根津はこの戦争を日清戦争同様、徹頭徹尾、正義の戦いと理解しており、その勝利をこのように歓喜していた。

日露戦争期には、既述のように日清戦争期には殆どみられず、また義和団事件の時にやっと萌芽的にみられた非戦・反戦思想は、戦争が帝国主義戦争の大規模性をあらわにしたことによって、なお国民の好戦的雰囲気は支配的ではあったものの、はっきりと一定の形で出現していた。その核となったのは、1903(明治36)年10月、それまで開戦反対論を主張してきた『万朝報』が方針転換することになったのを機に、そろって声明を発表して、同紙を辞した堺利彦と幸徳秋水である。またキリスト教徒内村鑑三も、同様に筆を絶つことを宣言した。堺と幸徳は、同年11月には週刊『平民新聞』を創刊し、戦争は両国の支配者が行ない、両国国民はその犠牲になるだけとの観点にたつて、弾圧をうけながらも健筆をふるった³⁸⁾。

こうした初期社会主義者の活動は、安部磯雄や片山潜などにも広がり、片山が1904年8月の阿姆斯特ダムでの第2インターナショナル大会において、ロシア代表プレハーノフとともに副議長に選ばれ、握手をするが、これは大きな国際的反響を呼んだ。さらに国内では明確な自我意識をもった明星派の詩人と謝野晶子が、あの有名な反戦詩を発表するまでになった³⁹⁾。

日本ではこのような動向はやがて、1910年の大逆事件によって弾圧をうける。また朝鮮も1910年日韓併合によって植民地化される。しかし日露戦争において、アジアの国が西洋の国に戦争で勝利したという事実は、ヴェトナム、イラン、インド、トルコ等におけるアジア諸国の民族運動の発展に

画期的な影響を及ぼした。中国に関しても、孫文を中心に1905年8月、東京において中国同盟会が結成された。私たちは、日露戦争がその帝国主義的性格にもかかわらず、それがこのような影響をもったことも忘れるべきではない。

(4) 辛亥革命

1911年10月に発生した辛亥革命は、中国における市民革命の内容をもって、その近現代を拓く画期的な事件であった⁴⁰⁾。それはおよそ270年持続した清朝を打倒しただけでなく、秦の始皇帝から数えて2000年以上にわたる君主独裁制を打ち倒し、アジアで初の共和制をもたらしたからである。それは日本にも反作用して、大正デモクラシーの進展にも影響を及ぼした⁴¹⁾。根津一が、それに対してどのような姿勢を示したかは、彼の中国観を知るうえで非常に重要である。

革命は、同年5月、清朝が外国借款を受ける抵当として四川の鉄道の国有化をうちだしたため、9月には同地で暴動がおり、それが前奏曲となった。10月10日、革命は孫文率いる中国同盟会の思想的影響が及んでいた武昌の新軍が蜂起して始まった。それはたちまち、反満興漢を志向する哥老会や三合会などの民衆的秘密結社を糾合して、12の省都が清朝から独立する形で急速に拡大した。清朝は急遽、袁世凱を総理大臣に起用して、その配下の將軍を鎮圧にむかわせ、革命軍から漢口・漢陽を奪回したものの、12月には逆に革命側は南京を陥れ、両陣営は対峙することになった。こうして1912年1月1日、孫文を臨時大總統とする中華民国臨時政府が南京を首都として成立した⁴²⁾。

この間、日本政府は、共和主義を標榜した革命の急進展に最初おおいに驚き、外相内田康哉は10月16日、清国駐在公使伊集院彦吉に、「帝国政府は清国政府が革命軍討伐の為、該銃砲彈薬を入手する最緊切なる必要あるを顧念し、本邦商人をして右の供給をなさしむる為十分の助力を与ふるこ

とを決し、…」と通電し、大倉洋行に清国陸軍部と契約を結ばせている⁴³⁾。伊集院は、12月22日には、袁世凱に対して、「万一貴国カ共和国トナルカ如キコトアルニ於テハ我國民ノ被^マル思想上ノ影響決シテ尠カラス此ノ点ニ於テモ能フヘキ限り君主立憲主義ヲ援助シ其ノ目的ヲ達セシメント欲ス」⁴⁴⁾と、表明している。このように日本政府は、当初は革命に反対し、立憲君主制の枠内での清朝を支持した。

それに反して、当時の日本の世論は、義和団事件の時期とは異なり、革命に対して概して同情的であり、またそれを支持していた。当時、東亜同文会の幹事長でもあり、同文書院長でもあった根津には、識者として、革命勃発直後からジャーナリズムの依頼が殺到した。それに応えて彼は、11月発行の『中央公論』と『日本及日本人』に寄稿している。前誌において根津は、中国の革命党は、起源的には、西洋思想が流入して以後生まれ、日清戦争後の社会的動揺のもとで発展してきた比較的新しいものであるが、それは伝統的な反清復明志向をもった旧型の秘密結社と連携していることを指摘し、今回は「天の時、地の利、人の和」がそろっているため、成功する可能性が高いと予測している。しかし反面、「満人は九千万に満たず、漢人は三億に余つて居る。若し仮りに革命軍が負けたとしても、漢人の怨みを買えば将来の対清貿易等に大打撃を蒙ることになる」⁴⁵⁾と警告している。後誌においても彼は、ほぼ同様のことを解説しているが、その末尾で、「されば、兵を動かす上に於ても大に民心の趨向に鑑み。国家百年の計を打算して、而後に徐に決せんこと、…」⁴⁶⁾と、慎重論を吐露している。

同文会幹事長として根津は、革命の急速な進展に直面して、日清間の通商を維持するために、中国中南部地方の、重要8都市とその周辺に特派員を派遣するか、または現地に滞在する人に依頼して、「革命党の首領株」や「商業会議所の会頭其他有力者」と交際させて、革命のゆくえを調査さ

せた⁴⁷⁾。それらの地方は、武昌、重慶、南昌、南京、上海、広東、寧波、福州等であり、革命の中心地武昌には同文会幹事、大原武慶を派遣し、革命派によって無理やり協力させられた黎元洪と接触させた。

しかし、根津が辛亥革命にたいする公然たる支持を表明するのは、日露戦争のときと同様、同文会の枠を超えた団体を結成した時であった。1911年12月27日、彼は頭山満、河野広中、杉田定一とともに呼びかけ人となって、「善隣同士会」を結成した。そこで間違いなく根津が起草した宣言文は、次のように述べている。「…吾人は公平の見地に遡り、天下民心の帰向に鑑み、茲に満腔の同情を以て革命軍の速かに其の目的を遂行し、公明正大の新政を以て世道人心を振作し、丕に新立国興隆の偉業を達成して、共に俱に提携以て東洋の平和を保つに至らんことを切望す」と。またその後、「吾人は善隣の誼に顧み、我が国利民福に照し、熱誠以て革命軍の速かに其の目的を貫徹せんことを祈り、且つ列国が善く時局の情勢に鑑み、政体干渉の如き謬拳に出づるなからんことを望む」⁴⁸⁾と決議された。根津は、この会の活動の一環として、同文会から武昌に派遣され帰国していた大原をともない、大阪での大演説会に臨んでいる。年が明けて、1912年2月22日、根津は、犬養毅、尾崎行雄、浮田和民〔早稲田大学教授〕とともに發起人となって、「中国問題同士聯合懇親会」を開催した。それにはおよそ300名が参加したが、革命支持が表明され、政府の対華政策の確定が要求された⁴⁹⁾。

革命に対するこのような広汎な同情を背景に、最初期には袁世凱を支持した日本政府も、西園寺首相のもとで、1911年末頃からは、表面上、不干渉主義の立場をとるようになった。同文会幹事で革命の熱心な支持者小川平吉は、首相や外務省と接触して、そのことを確認している⁵⁰⁾。

ただしこの不干渉主義は、あくまでも政府レベルの表面的なそれであった。黒竜会の内田良

平は、三井財閥に働きかけ、革命軍にたいして最初30万円、ついで300万円（その半分が実行）の借款が与えられた。それによって革命側は、三井・大倉・高田等の合同事業、太平組合から武器購入を行なった⁵¹⁾。これらは、革命成就の暁の日中関係を考慮して、西園寺の暗黙の了解のもとに行なわれたものである。

しかし革命側には、清朝の袁世凱の勢力を完全に打倒する力量には欠けていた。そのため孫文は清朝の廃止を条件にして、大総統の地位を袁に譲る交渉を行なった。袁はそれを受けて、翌1912年2月12日、宣統帝を退位させた。袁が共和制に賛成したので、2月15日には臨時参議院は、袁を臨時大総統に選出し、彼を南京に迎えようとした。しかし袁は口実をもうけて南下を拒んだため、4月には臨時参議院と臨時政府とが北京に移った。

この年の9月頃、その時期は特定できないが、中国史に精通していた根津は、革命後に権力者間の抗争がよく起こっていることを知っていたので、南北の領袖、すなわち孫文と袁世凱に対して、特別の書状を認め、「…此の際利己心を去りて、専心国家社会の為に政治其の他の革新に尽されべき旨」を訴えた。それに対して「双方より感謝の復書」が寄せられている⁵²⁾。このことを見れば、根津はなるほど革命を公然と支持したが、袁世凱を完全には敵視せず、むしろ彼を道徳的に説得しようとしたことが窺がえる。そのスタンスは、革命直後中国に赴き、そこで革命派を直接援助し、袁世凱との妥協には反対した頭山満、犬養毅たちのそれとは異なるものであった⁵³⁾。

このような辛亥革命の複雑な展開をふまえて、根津は同年6月の東亜同文書院第9回卒業式の告辞のなかで、この革命を次のように中間総括している。「…而して清朝の国を建つる其政治組織たる強て満漢箝制〔満漢併用ともいう、くびきとなる制度〕を以て準とし初より偏あり陂あり王道の旨と相容れず其歴数の久しからず必ずや革命の運に遭到するもの識者の夙に洞鑑する所にして其

社稷〔国家〕の遂に終を告て中華民国の興る洵に止むを得ざるの勢歟……支那現未の情勢を揣るに吾人は民国の發達光榮を祈ると共に其前途の益多端なるべきを感ぜずんばならず…」⁵⁴⁾と。

1913年2月いまや衆参2院制になった議会で、もと中国同盟会を中心とした国民党が絶対的多数を占めたが、その後、老獪な袁世凱による反革命が始まる。3月彼が放った刺客が革命の有力指導者の1人宋教仁を暗殺した。袁はまた議会の開催中にも拘わらず、その承認もなく日・英・露・独・仏の5国借款団から2,500万ポンドの借款を受け、自己の軍資金を調達した。そして彼はまた、国民党系の李烈鈞など3都督を罷免した。この李を指導者として、7月12日、第二革命が行なわれるが、それは敗北して、多くの革命家が亡命をよぎなくされた。選挙干渉の結果生まれた議会で、10月袁は正式に大総統に選出され、中華民国は列国によって国際的承認を受けた⁵⁵⁾。

この頃、根津は同文会機関誌『支那』に、相次いで中国情勢について論説を発表している。1914年1月1日刊の「支那民国の大勢」は、辛亥革命〔第一革命〕は中国史上の一大変化であったが、それゆえに「一得一失」があったとされている。政治的社会的な「有形的」な面では政務の振作、財政拡張、農工商鉦の展開等々、肯定的な展望が得られる反面、社会道徳的な「無形的」な面では、名教の壊乱、党争の禍害、女性の跳梁等々、否定的現象が増大していると指摘している。彼は儒学者らしく、とくに名教の壊乱について憂慮している。そして第一革命は「倒滿興漢」のスローガンのもと国民の一致がみられたが、第二革命では、「人心漸く乱に飽き」、その一致が失われたことに、その敗北の原因があると分析されている⁵⁶⁾。1月15日刊の「再び支那民国の現勢に就て」では、同様のことが繰り返されているが、若干目立つのは、天津の日本人居留地が、そこで保護されている中国人富裕層の流入によって発展しているのを見て、根津が、開港場をもっと増加して、そこに

日本の小部隊に守られた居留地を増やせば、それは日本人のためにも、また中国人のためにもなる」と推奨していることである⁵⁷⁾。しかしこの主張は、それが中国における租界や居留地を核とした半植民地的な歪んだ経済発展であることを、根津が理解していないことを示している。

この2論説において根津は、袁世凱の下でも、経済改革は徐々に進行していると評価しているが、民主主義が後退していることを批判的にはみしていない。そもそも根津にとって一番重要なことは、儒教的な仁や義であって、「我」を前提とした西洋的な自由・平等、あるいは権利・義務ではない。日本で普通選挙法が実施されようとした時、根津は反対ではなかったが、その範囲は戸主に限定すべきであると主張している⁵⁸⁾。その点からも彼は、一般的には民主主義者とはいえず、保守主義者であり、せいぜい保守的自由主義者であった。その点で彼にとっては、袁世凱の反動的な性格などあまり気にしていないようである。しかし後に根津はこの中国革命を回顧して、「…支那が第一革命の勢に乗じて政治の革新を遂行することの出来なかったのは支那の為に返す返すも残念だ」と、嗟嘆していたといわれている⁵⁹⁾。その点で、時により、場合によっては、根津には著しく民主的ともいえる発言や行動もみられたのである。

(5) 第一次世界大戦中の日独戦争と二十一カ条要求

ヨーロッパで始まった第一次大戦は、アジアに波及して、青島を中心とした山東半島のドイツ租借地をめぐる日独戦争に発展した。舞台となったのは中国であり、ここに日独とならんで日中関係が問題となる。根津一は、これらについて時の外務大臣加藤高明に提出した『根津院長時局意見書三編』(大正3年11月-4年2月)を残しており、それについて分析しておこう⁶⁰⁾。

大戦は、1914(大正3)年7月、ヨーロッパで勃発した。中国は領内に、英・仏・日の連合国の、



またそれに敵対するドイツの租借地をかかえており、領土ができるだけ戦場にならないように、8月6日、局外中立を宣言した。翌7日、イギリスは日英同盟を結んでいた日本に対して、青島を根拠地とするドイツ艦隊や武装商船を撃破するために参戦を求めてきた。大隈重信を首班とする日本政府は、それだけでなく、これを機会に中国での権益拡大を企図した。日本政府はドイツに対して、8月23日正午を期限に、ドイツ艦艇の中国海域からの退去と、膠州湾租借地を中国に返還する目的をもって、無償無条件に日本に引き渡すことを要求した。しかし期限が過ぎても回答がなかったため、宣戦が布告された⁶¹⁾。日本は、9月2日に竜口に上陸し、ついで11月7日には青島を占領し。同月末には占領地の行政を開始した。以下に紹介する根津の3文書のうち第1、第2文書は、この青島占領直後に提出されたものである。

まず第1文書は、「対時局策要領」と題し、11月12日に提出されている⁶²⁾。それは、まず冒頭「方針」と題して、「日英同盟責務ノ大義ヲ尊重利用シ外威信ヲ列国ニ宣揚シ殊ニ其威信ヲ支那四億ノ人心ニ透徹スルヲ努メ内此機ヲ提ケ墮落セル国民ノ心術ヲ改善振作シ以テ東洋盟主ノ実権ヲ握リ其大局ヲ維持スルヲ図ルニアリ」と、戦争目的を謳っている。以下、現代文に直して、「甲平和案」、「処置」の要点のみを挙げるが、文頭の数字は筆者が付したものである。

1. 兵力を用いて膠州湾を攻略する場合には、我が威武の卓越を支那国民に示すことを重視する。
2. 膠州湾攻略後は、宣言の主旨に従いこれを支那に返付して、列国ことに支那国民に威信を示す。
3. この返付とともに関東州を支那に返還し、なお英国を勧めて威海衛を支那に還付させ、その報酬として満州全部及び内蒙古を列国に開放させる。
4. 支那内地に内乱が勃発し、支那の全局を攪

乱する虞があるときには、日本は兵力をもって各要地の安全を維持し、もし支那政府より依頼があれば、その鎮撫を担当する覚悟がなければならない。

5. 戦乱の終局後、この機会を利用して、国内にあつては腐敗した世道人心を矯正振作し、政治教育によって商工業及び国民の生活状態に至るまで軍國的に改善し、国の体質を強化する。

ここで根津は、この戦争の目的は日本の威信を列国とくに支那国民に示し、膠州湾のみならず、日露戦争によって獲得した関東州までも返還することによって、中国国民の信頼を得ることにあると述べている。そしてそれは、イギリスをして威海衛の返付までさせようとの主張にまでなっている。しかし反面、中国に内乱が生じた場合、支那政府の依頼があれば、日本はそれを鎮圧し、また日本における国民精神の墮落を防止するためには、ほぼ10年毎の戦争が必要との根津の戦争哲学にしたがって⁶³⁾、この際国内の精神的健全化を目指そうと主張している。

この第1文書にすぐひき続いて、11月16日には第2文書「青島処分案要領」が提出されている⁶⁴⁾。それは二つの部分からなっているが、それらを現代文によって要約的に紹介しておこう。この際の数字も筆者が付したものである。

〔支那人心の収攬〕

1. 日本による領土侵略に対する支那人の猜疑心を払拭するために、速やかに竜口から青島に至る兵站線を撤去する。
2. 山東の鉄道・鉱山は日中合弁とする。
3. 山東鉄道に日本人技師・技手を導入するが、そのもとで多数の支那人技手を養成する。
4. 鉄道運賃の引き下げ。
5. ドイツが残した教育施設を用いて、師範学校・商業学校等をおこす。
6. 時期をみて曲阜に日支合弁の経学大学を設立する。

7. 租借地内の支那人に対するドイツ的に煩瑣な行政法規を改正する。
8. 警察によって、支那人の生命財産を保護し、とくに日本人による支那人に対する詐欺的行為を厳禁する。
9. 軍事衛生部によって支那人にも施療する。
10. 鹵獲した食料によって、支那貧民を救助する。
11. 青島返還までの期間、北京、上海その他重要な地点で、新聞に日本占領行政に対する好意的な記事を書かせる。
12. その他、日支人間の親和をはかる。

〔経済事業の発展〕

1. 済南、青島に日本の銀行を設立して、円銀兌換券を発行し、流通させる。
2. それによって支那政府の不換紙幣濫発によって生じた不況を克服する。
3. 済南、青島に零細な貯金銀行を設立する。
4. 山東鉄道を速やかに修理し、支那人の乗客・貨物をも親切に扱う。
5. 日本船によって、青島 = 上海、青島 = 大連、青島 = 本土の定期便を運航する。
6. 通信機関の改善のため、青島と大連もしくは旅順との間に海底電線を敷設し、それを本国に接続させる。
7. 青島の輸出入商品の種類・生産地・消費地の調査。
8. 日本商品の販路拡大のため、済南における東亜同文会の対支商業誘導館を拡充して、貿易補助業務を強化する。
9. 阿片の流入は、青島関税にて厳しく取り締まる。
10. 青島税関の業務を日本人に委ね、その配当金を受け取る場合には、教育事業にまわす。

これらの2系列の提案によって、根津は、中国人の反日感情をおさえ、日本に対する信頼感を醸成し、同時に山東経済の復興を軌道にのせ、それを日本経済と緊密に結びつけようとした。

しかし日本政府は、根津の提案や勧告には耳を傾けず、1915年1月18日、非常に高圧的でかの悪名高い「二十一ヶ条要求」を突きつけた。その交渉が中国側の激しい反発にであっていた時期の2月28日に、根津が提出したのが第3文書「卑見」⁶⁵⁾である。

その前文において、根津は交渉の目的については、「…支那ノ保全ト我実利ノ扶植ヲ主眼トス…」としており、第二革命後の袁世凱の地位がかならずしも安定していないことを考慮して、「…支那ノ面目ヲ踏潰スルヲ避クルヲ要ナス」と、日本側の強硬な姿勢に警告している。以下その要点のみを原文のまま挙げれば次の通り。ここでも文頭数字は筆者。

1. 将来支那ノ沿岸ヲ他国ニ非割譲ヲ約セシムルト同時ニ我ニアツテハ大連ノ租借期限ノ延長ヲ要求スルニ止メ関東州少ナクモ旅順ヲ支那ニ返還スヘシ…
2. 満州東蒙ニ於ル我居住営業土地所有権ト支那本部ニ多数開市場ノ開放ヲ要求スルト共ニ日本内地ニ於ケル支那人ノ通商居住権…ヲ拡張メテ欧米人同様ニ彼ニ土地所有権ヲ与ヘ…
3. 支那保全確保ノ目的ヲ以テ陸海軍顧問武官ヲ若干年間無報酬ニテ聘セシメ（此ノ報酬ハ日本政府ヨリ之ヲ給与スベシ）又我ヨリ武器軍需品購入ニ関シ特ニ便利ヲ与フルヲ約シ以テ我ニ軍事上ノ実権ヲ把握スベク…
4. 財政、教育、交通部ニ成ルヘク多クノ邦人ヲ無報酬ニテ聘用セシメ殊ニ財政上ノ便利ヲ図リ遣ルヲ約スヘシ…
5. 山東ニ関スル我要求権利ハ従前独逸ノ獲得スル権利ヲ継承スルニ止ムヘシ…
6. 鉄道布設ノ権利要求ハ布設権ノ名義ヲ避ケテ之ヲ日支合同ノ経営要求ノ名義トナスヘシ
7. 鉞山其他利権ノ要求ハ総テ日支合同経営ノ名義トナスヘシ…
8. 〔提出条項の削減簡素化を主張—筆者削除〕
9. 場合ニ由リ出来得ヘクンバ某時期ニ於テ日

本ノ対支治外法権ヲ放棄シテ支那全版図内ニ
日本人雜居権ヲ約シ…

10. 支那内乱ニ際シ日本ハ兵力ヲ以テ其鎮圧ヲ
補助スルヲ約スヘシ

最後に根津は、「帰旨」〔結論〕において、朝鮮が、日清戦争後、日本の「半保護国」になり、日露戦争後その「純保護国」になるのに長期間を要したことを顧みて、「…現下名ヲ避ケ実ヲ植ツルヲ要トシ其政治権ノ大樹ニ就テハ其短兵急ナルハ宜シク慎ベク…」と強圧的な交渉方法を批判し、順次中国を導くことによって、「…以テ遂ニ東洋全体ノ覇ヲ握リ其大局ノ維持亞東民生ノ平和安泰ノ運命ヲ統攬スルニ至ルヲ期スヘク是レ實ニ王道ノ実行ナリ」と結んでいる。

ここで比較対照するために、実際の「二十一ヵ条要求」を要約的に示しておこう⁶⁶⁾。

第1号 山東省のドイツ国権益の処分について、日本がドイツと協定する一切の事項を中国は承認する。日本に芝罘^{チーフ}または竜口と膠濟鉄道とを連絡する鉄道の敷設権を認める。

第2号 旅順・大連租借期限と満鉄安奉線の期限をいずれも99ヵ年ずつ延長する。吉長鉄道の管理経営を99ヵ年日本に委任する。日本人に南満州および東部内蒙古における土地の賃借権または所有権・取得権・自由往来権・業務従事権・鉱山採掘権を認める。同地方で政治・経済・軍事の顧問および教官を要するときはまず日本と協議する。

第3号 漢冶萍煤鉄公司を日中両国の合弁とする。

第4号 中国沿岸の港湾と島とを他国に譲与または貸与しない。

第5号 中央政府の政治・財政・軍事の顧問として有力日本人を招く。必要な地方の警察を日中合同とするか、または警察官庁に日本人を雇い入れる。日本から

兵器の供給をうけるか、日中合弁の兵器廠を設立する。日本人に布教権を認める。南昌を中心に鉄道敷設権を認める。福建省の鉄道・鉱山・港湾に関する外資導入には日本に先議する。

以上、実際の「二十一ヵ条要求」と根津の3文書とを比較すると、そこに一定の共通性ないしは類似性ととともに、幾つかの決定的な相違性が認められる。第1号の、山東省のドイツ権益の継承については、根津はその第1文書で、膠州湾の返付を明記したが、第3文書ではドイツ権益の継承を認めている。後者は前者以外の権益なのか、やはりそれを含むものは明らかではない。ただし根津は山東における鉄道の新增設までは要求していない。第2号の、ポーツマス条約の結果ロシアから継承したため、本来ならば1923年には期限となる大連・旅順を含む関東州の租借権および満州の鉄道管理権の99年間の延長については、根津は大連についてのみ期限を明示せず要求しているが、旅順を含む関東州全体は返還すべしと主張し、また鉄道の管理権については、なにも触れていない。そして南満州・東部内蒙古における日本人の土地賃借権等については、根津も居住・営業土地所有権を要求しているが、それに対応して、日本国内における中国人の同権を主張している。

第3号の漢冶萍煤鉄公司の合弁要求は日本の製鉄業の原料確保要求から挿入されたものであって、根津の視野にはなかった。第4号の中国沿岸部の他国への不割譲については、領土保全の観点から根津も要求すべきであるとしていた。第5号の、中央政府の政治・財政・軍事顧問招聘については、根津は軍事・財政・教育・交通部門における日本人顧問の日本側負担による招聘は認めているが、警察へのそれまでは言及していない。その他、第5号に含まれる中南部に関する雑多な権益要求は、政府筋から押し込まれたものであった。

ここで私たちがとくに注目したいのは、根津が旅順を含む関東州の租借権の返還、将来における

日本の治外法権の廃止、という半植民地的権益の重要部分の放棄という大胆な提案をしていることである。それとともに、鉄道・鉱山の合弁形態、内地雑居権の同権といった中国人の権利向上も意図されていた。

以上、根津の条約案に対する批判的見解は、随所にあらわれているが、とくに顧問招聘を含む第5号は中国側の激しい反撥に出会い、秘密とされた交渉経過とその内容が中国側から暴露され、国際的批判をあびた。根津は加藤外相だけでなく他の有力政治家をも説得したためか、『山洲根津先生伝』は、「其の結果か否か第五項〔号〕の撤回となりて、辛うじて日支の破裂を免れたり。」⁶⁷⁾と述べている。根津の見解が国内からの声として一定の作用をしたと考えることは可能である。

しかし第5号を除いた「二十一カ条要求」は、最後通牒をもって、5月9日、袁世凱によって受け入れられた。それが中国における大規模な反日運動発生契機となり、1919年の五・四運動となって燃え上がり、その後も機会あるごとに、潮のごとく繰り返された。根津は、のちにその経緯を顧みて、栗田が引用したあの「二十一カ条要求」に対する激しい批判を行なったのである。

ここで本稿の論旨を理論化するために、外国の支配を強いものから弱いものへと、「植民地」、「半植民地」、「従属国」に整理し、それらの概念について、筆者の考えを述べておく必要がある。

植民地とは、当該地の現地人による中央政府は存在せず、外国の総督などによって、本国の直接支配を受け、主権を完全に喪失した状態の地域である。例えば当時のインドやビルマ、アフリカの諸地方、1910年、日韓併合以後の韓国、等である。

半植民地とは、当該地域に現地人による中央政府は存続しているが、その主権は、関税自主権の喪失、治外法権の容認、租界・租借地〔当該国内の小さな植民地〕の存在によって、著しく制限された状態にある地域。例えば、清末・民国時代の中国、20世紀初頭のオスマン・トルコ、ペルシャ、

等である。

従属国とは、現地人によるいちおう自立的な中央政府が存在するが、半植民地状態の上記に見られるような構成要素はなく、しかし外交的、財政的あるいは軍事的に外国に依存・従属している国である。例えば、19世紀にはイギリスに従属していたポルトガル、等。

さて本題に戻ろう。さきに「先行研究の回顧」で紹介した森時彦は、この「二十一カ条要求」に対する根津の態度について、「根津一は、かの二十一カ条要求には徹頭徹尾反対した。しかし中国への進出そのものに反対したわけではない、…（中略）…要するに二十一カ条にみられる侵略の拙劣さに反対したにすぎない。」と評価している。根津が、日本の中国への通商的進出を促進し、中国を日本的に開明し、アジアの盟主たる日本に政治的・軍事的に従属させようと構想していたことは事実である。筆者は根津が徹頭徹尾「二十一カ条要求」を批判したとは思わないが、しかし根津の批判的見解のなかには、日本は大連以外の関東州全体の返還を、またイギリスを懲罰して威海衛の返付を、そして将来日本の治外法権の放棄を、提唱していることはなにを意味するのか。これらは彼が、日清戦争以来、日本もそれに加わった列強による中国の半植民地状態の構成要素（治外法権、租界・租借地、関税自主権の喪失、等々）のうちその前者2つを回復し、中国を半植民地からせめて従属国にまで引き上げようと考えていた証拠ではないか。その点において一定の革新性が認められ、森の見解はそのことを無視しているようにみえる。

栗田尚弥は、根津の「二十一カ条要求」批判を引用したあと、「…今日的視点から、根津精神を<前近代的>なく人類としての普遍性>を持たない思想と断ずることは容易である。しかし<近代>欧米列強が中国（アジア）に帝国主義政策をもって臨み、日本もまたその<近代>というパスにのりこんだ時、根津は<前近代的>な王道論



から断固これに反対したのであった」、と特徴づけている。この場合でも根津は、占領地行政を徹底的に人道的に行なうことを、また彼自ら「是レ実ニ王道ノ実行ナリ」と書いているように、中国にたいしては時間をかけて相手の立場も考慮して臨むことを、主張している。栗田はその限りで適切な評価をした。しかし根津の批判は、たんに日本の中国にたいする強硬な外交スタンスに向けられていただけではなかった。根津の構想とは逆に、「二十一ヶ条要求」には、旅順・大連を含む関東州の租借期限や南満州の鉄道経営権を99ヶ年延長など、半植民地状態を深化させて、さらに植民地化していく内容が含まれていた。栗田は根津の儒教的批判の思想的背景を指摘するだけでなく、その具体的な政治的・経済的な内容をも析出しなければならなかったのではないか。

Ⅲ 根津幹事長による同文会綱領の削除

ここで、中国を舞台とした歴史的な大事件と格闘した根津からすこし離れ、1909（明治42）年12月の東亜同文会秋季大会において、根津が東亜同文会のあの有名な綱領の全面的削除を提案し、承認された事実注目しておきたい。この驚くべき事実を同文会の古い文書の束から初めて発見したのは、小崎昌業である⁶⁸⁾。そしてここでそれを取り上げるのは、これには同会の内部問題とはいえ、根津の対中国観ないしはその深化の過程が示されているからである。

同大会では、それに先立つ評議員会での可決をふまえ、(1) 主意書中より「韓国」名—1897年以降、国号を大韓とした—をすべて削除し、日清両国に整理すること、(2) 綱領を全面的に削除すること、等が提案された⁶⁹⁾。おそらくこれは、1904年2月の「日韓議定書」（日本の軍事行動の自由）に始まり、1904年8月の第1次日韓協約、1905年11月の第2次日韓協約（外交権の喪失・統監府設置、保護国化）、1907年7月の第3次日韓協約（日

本内政権取得、朝鮮軍の解体）と、着々として進行する朝鮮の植民地化過程が反映されていたためと推定される。とくに1907年10月26日には、初代統監伊藤博文がハルビン駅頭、独立の志士安重根によって暗殺され、両国の政治的雰囲気は騒然としていた⁷⁰⁾。東亜同文会は、その設立以来、中国の保全とともに、朝鮮の独立とその維持を主張してきたが、この期に及んで、朝鮮独立問題は十分な説明や討論もないまま放棄されてしまう。この時点で「韓国」の文字が、なぜ主意書や綱領から削除されたかは、なお究明されねばならない課題といえる。しかしその反面、中国に関しては、それをもっと対等に扱わねばならないという意向が、同文会内部に生じてきたと思われる。

この綱領は、本来、1898（明治31）年11月、東亜会と同文会とが合同して東亜同文会が設立された際、次の4項目として簡潔に確定されたものである。1. 支那ヲ保全ス、2. 支那及朝鮮ノ改善ヲ助成ス、3. 支那朝鮮ノ時事ヲ討究シ実行ヲ期ス、4. 国論ヲ喚起ス。

この確定にあたっては、東亜会系と同文会系との間で激しい討論が行なわれた。前者が支那の革命を推進して、自強を遂げさせようと主張したのに対して、後者が清朝を援助して、列国による分割の防止を主張したためである。これを見た議長近衛篤磨は、「支那を革命せしむべしと主張せらるゝ意見も、清朝を援助すべしと主張せられる意見も、共に他国の内政に干渉する嫌ひがある。併し両説の目的とせらるゝ所は支那の保全にあるのであるから、本会は支那の保全を目的とするといふことに定めてはどうであろうか」⁷¹⁾と述べ、まとめあげた。この内政不干渉の原則は、厳密には、2の「改善助成」、3の「時事討究と実施」、4の「国論喚起」にも貫かれるべきものであった。

では上記大会における根津の提案説明を聴こう⁷²⁾。「…綱領ハ『支那ヲ保全ス』『支那及朝鮮ノ改善ヲ助成ス』『支那朝鮮ノ時事ヲ討究シ実行ヲ期ス』『国論ヲ喚起ス』是ガ綱領デゴザイマシタガ、

所ガ是ハ明治三十二年^(ママ)ニ認メタモノデ、支那ト云ヒ、朝鮮ト云ヒ、日本ト云ヒ、其他三国ノ各国ニ対スル国際関係ト云ヒ大変化ヲ来シテ居ル今日ノ場合デゴザイマシテ、第一ノ支那ヲ保全スト云フヤウナコトハ支那人ノ最モイヤガル言葉デ、支那ヲ余ホド下ニ見タ所ノ立前デアアル、支那ヲ助ケテ保タシテヤルト云フヤウナ意味デ、友邦互ニ助ケ合フト云フ意味デナイト^{カキ}予テカラ苦情ヲ言ウテ居ル文字デゴザイマス、支那及朝鮮ノ改善ヲ助成スト云フコトモ、支那ト云フ字ニ対シテ申シマスレバ、矢張り改善ヲ助成スト云フヤウナコトハ国際間ノ言分トシテ感情上面白クナイ文字デゴザイマス、又支那朝鮮ノ時事ヲ討究シ実行ヲ期スト云フノモ同様デゴザイマシテ、今日ノ支那ニ対シテハ^{イッサ}聊カ適當セヌ文字ト思ヒマス、朝鮮ノコトハ説明スルマデモアリマセヌ、悉ク無用ノ文字ニナツテ居リマス、斯ウ云フヤウナ次第デゴザイマシテ一方ハ無用デアリ、一方支那ニ対シマシテ面白カラヌ感ヲ持ツト云フヤウナ文句デアアル、(中略)ソレナラバ全部削ツテ仕舞フノガ今日トシテ適當ナルコトデアラウ…」と。

根津は、出席者1人の質問に答えて、次のように敷衍している。「…殊ニ『支那ヲ保全ス』ト云フヤウナコトハ唯今申ス通り支那人ノ頗ルイヤガル文字デゴザイマス、日本ガ日本ノカデ、支那ノ微弱ナモノヲ助ケテ維持シテヤルト云フヤウニ支那人ハ受取ツテ、之ヲ見セルト云フトイツモ彼是論ヲスルノデゴザイマス、ソレデ支那ヘ参ル時ニハ、漢文デ他ノコトニ書替ヘテ持ツテ参リマス、ソナ事モ之カ差支ノツデゴザイマス」と。こうして根津の提案はたいした異議もなく承認された。

根津は、「中国保全」は主張しても、本来、決して主権と領土の尊重、内政不干涉、平等互惠といった諸原則を理解した完全な意味での国際主義者ではなかった。いやむしろ、国家主義者、森時彦に言わせれば、天皇主義的な国家主義者ですらあった。それは既述のように、日清戦争のとき明

治天皇の前での御前説明のあと感涙に咽せんだことから窺える。

その国家主義は、その他多くの面でも見られるが、同文書院での教育面では、彼がたんに教育の規範としてだけでなく、国民道徳のそれとしても、1890(明治23)年発布の「教育勅語」を最も重視していたことが、それを示している。その儒教的な家族主義を基礎にした「忠君愛国」、「忠孝一致」の理念は、彼にとっては「五箇条の御誓文」とともに、明治以降の二大典範とされていた⁷³⁾。

例えば1905(明治38)年4月の同文書院第2回卒業式の告辞において、根津は「…嗚呼諸子ハ今ヤ将ニ我書院ヲ去ラントス復タ朝夕相見ルノ機ナシ然リト雖モ人道ノ要ハ教育勅語実ニ之ヲ示サレテ余リアリ諸子ノ世ニ立ツヤ宜シク^{シユク}夙夜ニ^{ケンケン}眷々之ヲ服^(ママ)応^{ヨウ}〔膺〕シテ^{オコクル}懈ルコト或^{アルナカ}勿レ…」と述べている⁷⁴⁾。彼は毎年の卒業式において、その年度に中国で起きた事件などに触れて、卒業生の使命について語り、年によってその表現が若干違えども、この同じことを繰り返している。私たちは、そのことを『東亜同文会史』によって、1904(明治37)年の第1回から1917(大正6)年の第14回の卒業式について、確認することができる⁷⁵⁾。

このように根津は、本来国家主義者ではあったが、中国との困難をとまなう深い関係、非常に多くの中国人との交流を通じて、諸国民の対等・同権といった国際主義者(インターナショナリスト)に近づいていったといえよう。ただ今にして思えば、根津がこれを削除したのは良かったが、残念なことはそれに代わる真に日中同権の理念をもった新綱領を提起しなかったことである。なぜなら、同文会の諸士は、この根津の真意を理解せず、後になって旧綱領の欠陥をさらに歪める方向で活動することになるからである。

むすび

以上私たちは、中国を舞台に生じた幾つかの重



大な歴史的イベントと東亜同文会の綱領をめぐる、根津の見解と行動を整理してきた。

根津には、西洋の帝国主義諸国によって圧迫されたアジアを守るために、皇国日本を中心に、それと「唇齒輔車」の関係で結びついた中国を富強化しようという、アジア主義的構想があったことは、誰も認めるところである。

しかし根津にあつては、皇国日本は至上のものであつても、本来それ自体として正義なのではなく、そうあらねばならないという存在であつた。従つて日清・日露の両戦役やその間の義和団事件への介入は、それらが「義戦」と観念されたが故に戦われたのである。そして彼は、それらの戦争の中で、「仁」の精神に基づいて、一般中国人を徹底して人道的に取り扱うよう主張し、自ら参戦した日清戦争では、力の及ぶ範囲でそれを実践した。しかし皇国日本は、自律的に「仁」や「義」を行なえたのではなく、彼は、戦争を通じて、「…墮落セル国民ノ心術ヲ改善振作」せねばならないとし、また「二十一ヶ条要求」のような不当な要求に対しては、厳しく批判しなければならないと考えた。

根津はまた、中国は彼が尊崇してやまない儒学の母国ではあつたが、しかしそこでも「義」にもとる行為には厳しい批判の対象とした。例えば、日清戦争開戦時の、清の宗主権による朝鮮独立の抑圧は「支那の横暴」とされ、義和団事件の際の清廷の「頑迷官僚の迷夢」は、戦いによつても排除されるべきものとされた。

日中の国際関係に関する根津の見解を見ていく場合、私たちはまず日清戦争後形成された両国の状態の基本的性格を把握しておかねばならない。それは、中国が列強に対してと同様、日本に対しても半植民地状態に陥つたということである。そのため根津には、さまざま局面で、経済的な面だけでなく、政治的・軍事的な面において、中国に対する日本の主導性を当然とするような考えが見られる。例えば、義和団事件に際して、中国

に洋務派官僚による「南部諸省連邦」を創らせ、「隠然我国保護の下に置き、」といった見解、また「二十一ヶ条要求」に関連して、「支那内乱ニ際シ日本ハ兵力ヲ以テ其鎮圧ヲ補助スルヲ約スベシ」、といったことなどである。

根津にあつては、中国に関して「保全」や列国による中国政体への不干渉、といった観念はあつても、「…東洋の盟主ノ実権ヲ握リ…」といった言葉に表われているような、彼のアジア主義思想がそれを邪魔しているためか、日中間には、主権と領土の不可侵、内政不干渉、平等・互惠といった、国際関係を律すべき現代的な諸原則が完全には確立していなかつたように見える。

しかしそれにも拘わらず、私たちは、根津が日中関係において、中国の地位を抜本的に引き上げ、半植民地からせめて従属国なみにせねばならないと考えている、幾つかの例に出会う。

- (1) 日清戦争の講和条件について、盟友荒尾精は、欧米なみの不平等な通商条約は要求したが、領土割譲と巨額賠償金には反対した。これは中国の半植民地化の重要構成要素に対するの不同意を意味した。確かに根津がこの意見に賛同したかどうかは確認できない。しかし一心同体のように活動したといわれる根津が、これには不同意であつたと推測するほうが困難である。
- (2) 辛亥革命に際して、根津は頭山満や河野広中らとともに「善隣同志会」を結成して、頭山や犬養毅とそのスタンスはやや違え、同革命を公然と精力的に支持した。
- (3) 「二十一ヶ条要求」の実際の内容とは異なり、根津は大連の租借期間の延長は求めたものの、旅順を含む関東州全体の返還と、将来における治外法権の放棄を要求した。これこそ、中国の半植民地状態の構成要素の重要部分の解消である。
- (4) 1909年の東亜同文会の大会において、根津は創立以来の、日本中心的な綱領を全面削除

し、そのことによって、日本と日本人に対する中国と中国人の対等・同権を主張した。

に革新性をもったアンティテーゼであったといえよう。その点で根津は、時として体制内反対派として登場したのであった。

これらの根津の諸見解は、中国の半植民地化をさらに深めようとしていた日本政府のレアルポリテイクに対する、一定の枠内ではあるが、明確

注

- 1) 森時彦、「東亜同文書院の軌跡と役割－『根津精神』の究明－」、「歴史公論」4、1979年4月、参照。
- 2) 栗田尚弥著、「上海東亜同文書院－日中を架けんとした男たち－」、新人物往来社、1993年、40～64頁、「第二章 根津 一」、参照。
- 3) 隅谷三喜男著、「日本の歴史」22、大日本帝国の試煉、中公文庫、2006年、28～29頁。
- 4) 中塚明、「日清戦争」、岩波講座「日本歴史」17、近代4、1963年、121頁。
- 5) 東亜同文書院滬友同窓会編、「山洲根津先生伝」、根津先生伝記編纂部、1930（昭和5）年、47～48頁。
- 6) 同書、379頁。
- 7) 陸奥宗光著、中塚明校注、「蹇蹇録」、岩波文庫、2008年、66～76頁、「第六章 朝鮮内政改革の第一期」、参照。
- 8) 中塚前掲論文、130～139、147～160頁。；鈴木良「日清・日露戦争」、岩波講座「世界歴史」22、近代9、1969年、423～431頁。
- 9) 前掲「山洲根津先生伝」、380～381頁。
- 10) 宗像金吾編、「東亜の先覚者 山洲根津先生竝夫人」、宗像金吾、1943（昭和18）年、116～117、126～128、348～349頁。
- 11) 前掲「山洲根津先生伝」、53頁。
- 12) 隅谷前掲書、51～52頁。；松久道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編、世界歴史大系「中国史」5、清末－現在、山川出版社、2002年、37～38頁。
- 13) 中塚前掲論文、155頁。
- 14) 同論文、156～160頁。
- 15) 東亜文化研究所編、「東亜同文会史」、霞山会、1988年、130頁、荒尾精、「対清意見」、参照。
- 16) 同書、153～154頁、荒尾精、「対清弁妄」、参照。
- 17) 同書、155頁。
- 18) 井上雅二著、村上武増補、「巨人 荒尾精」、東光書院出版部、1993年、124～127頁。
- 19) 村上武、「荒尾精の今日的意義－『巨人荒尾精』増補復刻に当たって－」、同書増補部、33頁。
- 20) 松岡恭一編、「沿革史 日清貿易研究所 東亜同文書院」、東亜同文書院学友会、1908（明治41）年、16～25頁、参照。；清水董三編、「東亜同文書院創立二十週年、根津院長還暦祝賀誌」、上海東亜同文書院同窓会、1921（大正10）年、14頁。；大学史編纂委員会編、「東亜同文書院大学史」、滬友会、1982年、77頁。
- 21) 隅谷前掲書、249～253頁。；家近亮子編、増補版「中国近現代史年表－1800～2003年」、晃洋書房、2004年、11～12頁、参照。
- 22) 前掲「山洲根津先生伝」、75、394頁。
- 23) 前掲「東亜同文会史」247～250頁、根津一、「北清変乱に対する支那処分案」（明治33年7月）、参照。
- 24) 同書、248頁。
- 25) 前掲「山洲根津先生伝」、76～77頁。
- 26) 王曉秋著、小島普治監訳、中曾根幸子・田中玲子訳、「アヘン戦争から辛亥革命 日本人の中国観と中国人の日本観」、東方書店、1991年、206～207頁。
- 27) 同書、208～208頁。
- 28) 里井彦七郎、「義和団運動」、岩波講座「世界歴史」22、近代9 帝国主義時代、1969年、とくに374頁。
- 29) 王前掲書、214～215頁。
- 30) 幸徳秋水著、山泉進校注、「帝国主義」第4刷、岩波文庫、2009年、93、113頁。；井口和起著、「日本帝国主義の形成と東アジア」、名著刊行会、2000年、240頁。
- 31) 前掲「山洲根津先生伝」、93～94頁。



- 32) 同書、94頁。
- 33) 同書、411頁。
- 34) 同書、96頁。；前掲『東亜同文会史』、382頁、「東亜同文書院卒業生の前途」(明治37年4月)、参照。
- 35) 同書、393頁、「南満洲に於ける学校経営」(明治37年)、参照。；前掲『山洲根津先生伝』、411～413頁。
- 36) 藤井松一、「日露戦争」、岩波講座『日本歴史』18、現代1、第4次発行、1972年、111～115頁。；鈴木良前掲論文、443～453頁、参照。
- 37) 前掲『東亜同文会史』、395頁。
- 38) 隅谷前掲書、308～318頁。
- 39) 同書、318～320、324～326頁。
- 40) 狭間直樹、「辛亥革命」、岩波講座『世界歴史』23、近代10、1969年、33～35頁。
- 41) 王前掲訳書、246頁。
- 42) 前掲世界史大系『中国史』5、45～47頁。
- 43) 王前掲訳書、229頁。
- 44) 同書、231頁。
- 45) 根津一、「支那の革命党と秘密結社」、『中央公論』、1911年11月、とくに46頁。
- 46) 根津一、「革命と草澤の英雄」、『日本及日本人』、569号、1911年11月1日、とくに161頁。
- 47) 前掲『東亜同文会史』、497～498頁、「東亜同文会明治44年秋季大会事業報告」、参照。；前掲『山洲根津先生伝』、418頁。
- 48) 同書、331～332頁。
- 49) 王前掲訳書、239頁。
- 50) 前掲『東亜同文会史』、245～247頁、小川平吉、「日本政府の支那革命不干渉に関する方針決定顛末と予の関係概要(明治45年1月)」、参照。
- 51) 葛生能久著、『東亜先覚志士記伝』、中巻、黒竜会出版部、1935(昭和10)年、445～446頁。
- 52) 前掲『山洲根津先生伝』、140頁。
- 53) 葛生前掲書、466～476頁。
- 54) 前掲『東亜同文会史』、503頁。
- 55) 前掲世界史大系『中国史』5、138頁。；家近前掲年表、18～19頁。
- 56) 根津一、「支那民国の大勢」、『支那』、5巻1号、1914(大正3)年1月1日、参照。
- 57) 根津一、「再び支那民国の現状に就て」、『支那』、5巻2号、1914年1月15日、参照。
- 58) 前掲『山洲根津先生伝』、345～361頁、根津一「遺稿」、「普通選挙実行準備に関する卑見」、「時局所感大綱」、「普選後施政意見」、「普選後教化意見」、参照。
- 59) 葛生前掲書、482～483頁。
- 60) 前掲『東亜同文会史』、256～261頁。
- 61) 今井清一著、『日本の歴史』23、大正デモクラシー、中央公論社、1966年、59～62頁。
- 62) 前掲『東亜同文会史』、256～258頁、根津一、「対時局要領」参照。
- 63) 宗像前掲書、297頁。
- 64) 前掲『東亜同文会史』、258～260頁、根津一、「青島処分案要領」参照。
- 65) 同書、260～261頁、根津一、「卑見」参照。
- 66) 今井前掲書、64頁。
- 67) 前掲『山洲根津先生伝』、141頁。
- 68) 霞山会編、『東亜同文会史 昭和編』、霞山会、2000年、80～83頁、小崎昌業、「五、東亜同文会綱領の削除」、参照。
- 69) 前掲『東亜同文会史』、463～466頁、根津一、「東亜同文会明治42年秋季大会事業報告」、参照。
- 70) 隅谷前掲書、418～450頁、参照。
- 71) 葛生能久著、『東亜先覚志士記伝』、上巻、黒竜会出版部、1933(昭和8)年、610頁。
- 72) 前掲『東亜同文会史』、464頁。
- 73) 前掲『山洲根津先生伝』、347～348頁。
- 74) 前掲『東亜同文会史』、395頁。
- 75) 同書、381、395、413～414、431、451、457、478、496、503～504、506～507、537、544～557、553、563頁、参照。